

平成二十五年二月静岡県議会定例会一般質問

自民改革会議 東堂 陽一

おはようございます。私は、自民改革会議所属議員として、通告に従い、知事及び関係部局長、教育長にお伺いをいたします。

はじめに、浜岡原子力発電所の再稼働についてのうち、知事が考える再稼働の条件について伺います。

国では、原子力規制委員会が今年7月を目途に示す予定の、新たな原子力発電所の安全基準に基づく審査で、安全性が確認されたものは再稼働を認めるものとしております。

また、中部電力は、昨年末には新たな津波対策の追加、過酷事故対策の実施を発表し、事業者として安全対策に取り組んでおり、津波対策は二十五年中には完了するとされています。

浜岡原発の再稼働については、安全の確保

は何をおいても達成しなければならぬ最優先事項であります。電力の安定供給や、原子力を稼働する、あるいは停止することによる経済に与える影響、電気料金、さらには地球温暖化対策としての二酸化炭素の削減の必要性など、様々な影響を考慮しなければなりません。知事は、浜岡原子力発電所の再稼働については、現時点では判断できないとしておりますが、これらのことを考え合わせると、その判断を求められる日は、そう遠くはないと考えられます。

また、浜岡原子力発電所が当時の政権からの要請により停止した後、緊急安全対策の実施や、全原子力発電所にストレスの実施が課されています。さらに、浜岡については平成二十一年八月の地震で五号機が大きく揺れた原因調査といった個別に検証すべき項目もあるなど、再稼働の要件は多岐に及ぶのではないかと思います。

さて、知事としては、浜岡原発の再稼働を

すべきか否かどう考えておられるか。この際、
浜岡原発の再稼働の条件について、県として
の統一見解を明確に示しておくべきと考えま
すが、知事の御所見をお伺いいたします。

また、知事は、度々、浜岡原子力発電所の
使用済核燃料の処分を課題として指摘されま
す。

核燃料サイクルの継続、最終処分地の問題
といった国レベルの問題は別としても、浜岡
原子力発電所における安全対策の強化が必要
であり、そのための発電所敷地内への乾式貯
蔵施設の建設については、異論はありません。

そこで伺いますが、知事は、発電所敷地内
への乾式貯蔵施設の建設を、再稼働の条件の
ひとつとして考えているのか併せて伺います。

次に、再稼働における県の関与について伺
います。

原子炉の運転に関する法的な権限は、原子
炉等規制法等に基づき、国にあるものと理解

をしておりますが、国が再稼働の判断をする際に、知事はどのように関与していくべきとお考えなのか。お考えなんでしょうか。

実際には、大飯原子力発電所の再稼働の事例を見ても、国が最終的な判断をする前に、県に対してなんらかのアクションがある、あってしかるべきと考えております。

また、国が再稼働の判断をする際には、その過程において、県としても申すことも必要だと考えますが、知事はどのように関与していくべきとお考えなんでしょうか。

そこで伺いますが、仮に、国から再稼働に関する判断が示された場合、知事は、何を根拠にどのような過程を経て、県としての判断をされるのかお伺いいたします。

次に、津波対策について伺います。

千年あるいは二千年に一度の発生確率とされる、南海トラフ巨大地震が引き起こすレベル2の津波に対しては、レベル1の津波を想

定して整備されている現在の防潮堤や陸こう、水門に頼ることには限りがあります。これらのハード施設がどのくらい持ちこたえるか、津波を防ぐ機能が最大限に発揮されることを願いつつも、やはり最重要課題は、沿岸部のすべての住民が、速やかに逃げるということに尽きると思います。

津波から命を守るためには、津波を防ぐ施設の効果に過度に期待することは危険であり、レベル2の津波はもとより、レベル1の津波に対しても、県民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難することが、最も重要で基本的な対策となります。

東日本大震災以降、本県においても、県や市町を挙げて津波対策に取り組んでおり、特に、住民の避難体制の強化や意識啓発に努めていることは十分承知しております。

その成果が表れたのか、私と会話をする多くの方が、津波に対する高い防災意識を有しており、万一、本県に巨大な津波が襲ってき

ても、皆の尊い命は助かるのではないかと、この安堵の思いを抱きつつありました。

しかしながら、去る一月十五日付けの新聞記事を見て、安堵の思いは大きな不安に変わりました。それは県警が実施した津波避難意識調査の結果によるものです。それによりまずと、訓練への参加状況が31%止まりと思いのほか低いものでした。今まで参加したことはないが、今後参加したいと答えた人もわずか10%でした。更には、津波避難場所を複数決めている人も26%に止まっています。県民に具体的な津波対策が浸透していないことが伺えます。多くの住民にとって、津波避難は未だ他人事なのでしょいか。私は、沿岸部に住むすべての住民の方が、速やかに、より高いところに逃げるのが重要であると思っておりますので、このような実情は決して見逃すことはできません。

少し厳しい言い方ですが、例えば、沿岸部の住民に対しては、ある程度強制的な方法で

津波避難訓練を実施し、最低でも年一回は訓練に参加してもらおうような仕組みができないかどうか、検討してもかまわないと思います。

住民が高い津波避難意識を持ち、いざというときに速やかな避難行動がとれるかどうかは、日頃の訓練への参加が効果的であり、また、地域において、被害の程度は、日頃どのようなに訓練を行ってきたかに懸かっているととも言われます。そんな中、従来の訓練が形式に流れているとの指摘もあるところであります。

以上意見を申し上げましたが、津波避難訓練について、より多くの県民に参加していただくため、どのような働きかけをしていくのかを伺います。また、訓練の実施方法を工夫する必要があると考えますが、どのような方針で取り組むのかお伺いをいたします。

次に、知事マニフェストの中から、行財政改革について伺います。

知事は、前回知事選挙に出馬される際に、「平太がやる」というキャッチコピーのついたマニフェストを作成し、県民に対し、当選の暁に行うことを明示されました。

私が、このマニフェストを今、繰り返して読んでみると、我が会派の他の議員の指摘にもあるとおり、県政において全く推し進められていない項目がみられます。

その中で私は、外郭団体の統廃合の状況についてお伺いします。

知事は、「平太がやる」において、『すべての外郭団体の役職員募集の際は初年度から公募制を採用するとともに、その外郭団体の必要性をゼロベースで見直し、四年間で50%の統廃合を目指す』としています。

知事が就任したとき、県が外郭団体として管理している団体は、29ありました。

知事は、就任後間もなく外部委員による委員会を立ち上げ、新しい行財政改革大綱を策定するとともに、策定後は、その計画の取組

状況の検証を行財政改革推進委員会に委ねています。

当然、外郭団体の統廃合に向けた検証も委ねられているのですが、この四年間の成果は、（財）静岡総合研究機構、（財）静岡県産業ビル、（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所の3つを廃止したのみであり、その率は、10.7%と、県民と約束した50%に遠く及ばないものでありました。

この結果について、私は、知事が、「行財政改革推進委員会」という外部の委員会に検証を委ね、自身がイニシアチブを取ってこなかったことが原因なのでないかと思わざるを得ません。外郭団体の統廃合への知事の指導取組は全く弱いと言わざるを得ません。

そこで、知事は、目標に全くとどかないこの状況を鑑み、この四年間の自身の取り組みをどのように評価しているのかお伺いするものです。

次に、中小企業の省エネ対策支援について
お伺いいたします。

思い返せば、平成二十三年夏、東日本大震災の影響により、県内では東部地域を中心に厳しい電力需給状況となりましたが、県民、企業が一丸となり、家庭や事業所で、不要な照明の消灯やエアコンの設定温度の調整、操業日、休業日の変更などに取り組み、電力不足を乗り切ったところであります。

その後も、県民や企業の取組が継続し、現在に至るまで、突発的な大規模停電が起こることなく、普段どおりの家庭生活や事業活動を行うことができ、安定したエネルギー供給のありがたさを感じております。

一方、我が国の温室効果ガス排出量は、平成二十二年度には全国の発電量の61.8%を担っていた火力発電所が、二十三年度には78.9%と17.1ポイント増加した影響などを受け、二十三年度の速報値で前年度に比べ3.9%の増加となっております。

この状況は、震災後、電力の確保が求められたこととはいえ、地球温暖化の進行が懸念され、厳しい状況にあると言わざるを得ず、引き続き、取り組みを進めていくことが重要であると考えています。

県内では、平成二十二年度の温室効果ガス排出量のほとんどを占める二酸化炭素のうち、約六割が工場等の産業部門やオフィス、商業施設などの業務部門から排出されていることを考えますと、事業所におけるガスや重油をはじめとする、化石燃料や電力などのエネルギーの使用量を削減する省エネを進めることが、温暖化対策の推進に繋がり、未だ経営状況が厳しい中小企業のコスト削減にもつながるものと考えております。

一般的に、大企業においては、温室効果ガス排出削減のため、ボイラーで使用する燃料の転換などの省エネ対策に自力で取り組むことが可能であります。中小企業は、情報や人材、資金の不足などにより対策が進んでい

ないところも多いと思われます。

県では、中小企業を対象に、省エネ改修への助成や無料の省エネ診断の実施など、様々な施策を行ってきたことは承知しておりますが、これまでの県の助成制度は、要件が厳しく利用が少なかつたと聞いています。

企業の省エネ対策を進めるためには、設備や機器の更新だけでなく、事業所の環境意識を高めることも必要と考えます。

そこで、**県内企業の九割以上を占め、ものづくり県である県内の経済や産業を支える中小企業が利用しやすい省エネ対策を支援すべきと考えますが、**県の対応をお伺いいたします。

次に、中東遠圏域の勤務医不足について伺います。

先日公表された、国際医療福祉大学大学院の高橋泰（たかはしやすし）教授の、全国に349ある二次医療圏ごとに、二〇三五年ま

での人口構成の変化を反映させ、病院での医療が必要な人と勤務医の数を分析し、将来の過不足を独自判定した調査結果によると、二〇三五年に病院勤務医不足が深刻化する地域は全国14都府県、31地域あり、静岡県内では唯一、私の地元である中東遠圏域が挙げられています。現在も、そして将来に亘って医師不足が続いているということでしょうか。大変心配をしております。

この調査結果が現実にならないよう、中東遠圏域の勤務医不足への取組を更に進めていく必要があります。

今回の調査結果に限らず、もともと中東遠圏域は、平成二〇年一二月末における、人口十万人あたりの医師数が、全国平均の212.9人に対して、約半数の113.5人と県内で最も少ない状況にあり、地域医療提供体制の維持が難しくなっております。

このような危機的状況に対応するため、県では、平成二一年度から二五年度までの5か

年を期間とする、中東遠地域医療再生計画を策定したところであります。

この計画では、圏域内の医療機能を分担し、強化を図るとともに、病院や診療所などの医療機関の連携強化や医師確保対策に取り組むこととなっております。

現在、この計画に基づき、地域が一丸となつて、地域医療提供体制の再生に取り組んでおります。計画も後半に入っており、その成果が実を結んできていると実感しております。

このような中、本年五月には、計画の目玉であります全国初の市立病院同士が統合した中東遠総合医療センターがいよいよ開院することとなっております。

この中東遠総合医療センターは、地域の中核病院として、高度医療を提供する、病床数500床の病院でありまして、当病院により当該圏域の医療提供体制の一層の充実が図られ、地域住民に安心と安全を与えるものと、大いに期待しております。

しかし、課題もあります。中東遠総合医療センターの開院に必要な医師の確保につきましては、新病院長予定者をはじめ関係者の努力により、90名を超える医師が確保できるものと伺っておりますが、新病院の医療機能を更に発揮するためには、更なる医師の確保が必要と考えます。

その他にも、圏域では、菊川市や森町の家庭医療センターを中心に、家庭医養成プログラムに取り組んでおり、若手医師に魅力ある研修環境を提供することにより、県外から多くの若手医師が集まり、医師の確保に成果を上げております。

こうした取組などにより、中東遠圏域の人口十万人当たりの医師数は、平成二二年十二月末には123.4人へと改善しております。

このことは評価すべきものでありますが、しかしながら、隣接する西部圏域の228.1人などと比較すると、まだまだ大きく下回っている状態であり、依然として厳しい状況

が続いております。

そこで、現在取り組んでいる中東遠圏域の地域医療再生計画について、平成二五年度に最終年度を迎えるに当たり、これまでの取組の成果と、それを踏まえ、医師の確保などを今後どのように進めていくのかお伺いをするものであります。

最後に、掛川地区に新設する特別支援学校について伺います。

平成二十三年三月に策定された「静岡県立特別支援学校施設整備計画」により、特別支援学校の整備が進んでいる中で、平成二十七年開校予定の掛川地区の特別支援学校は、袋井特別支援学校の児童生徒の増加による狭隘化の解消と、遠く離れた市町から通う児童生徒の通学負担の軽減のために設置することになっており、その設置される場所は、掛川市が、本年五月の新病院開院に伴う現在の市立総合病院の跡地の活用として、医療・保健・

福祉・介護・教育ゾーンの「希望の丘」構想として整備を計画している場所でもあります。

袋井特別支援学校へ通学している児童生徒や保護者にとってには待ちに待った学校であり、保護者や掛川市の手をつなぐ育成会の方からは、「明るく木のぬくもりを感じる校舎にしてほしい」「知的障害だけではなく肢体不自由を含む重度の心身障害のある児童生徒への配慮のある学校にしてほしい」等の、期待を込めた要望が出ていると耳にしております。

私も大いに期待しておりますが、この掛川地区に新設される特別支援学校については、施設面はもちろんのこと、ソフト面においても、障害に応じた専門性のある教員の配置についてなど、障害に応じた専門性の高い教育が行われるための配慮がされるべきと考えます。

そこで、この点についてどのような対応を
考えておられるのか、対象となる児童生徒や、
想定している学校の規模、ハード面を含めた

整備方針について、現在の整備の進捗状況とともに伺います。

また、この掛川地区の特別支援学校が新設されることにより、先に述べた袋井特別支援学校の狭隘化の解消や通学負担の軽減といった課題に対する改善効果はどうかをお伺いいたします。

以上7つの質問をいたします。ご答弁下さいます様、宜しくお願い申し上げます。